

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年12月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|----|
| 1 | 2号機 | 格納容器内の本設照明復旧に伴う照明回路の絶縁抵抗測定において、抵抗値に管理値外れが認められたため、当該回路を点検・修理 | D | |
| 2 | 2号機 | 復水脱塩装置樹脂再生用硫酸貯槽の点検時、液位計電線管プルボックスの固定ボルトに腐食等が認められたため、当該固定ボルトを交換 | D | |
| 3 | 2号機 | 残留熱除去冷却海水（A）系点検時、ストレナ入口配管ベント弁の弁棒に折損及びシートパス（1秒／1滴）が認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 4 | 2号機 | タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）用空気作動ミニマムフロー弁の点検時、制御用電磁弁に閉止状態の排気口よりエアリークが認められたため、当該電磁弁を修理 | D | |
| 5 | 4号機 | タービン建屋補機冷却系熱交換器（B）において、冷却管にリークの可能性が認められたため、当該熱交換器を点検・修理 | D | |
| 6 | 5号機 | 主タービン潤滑油ポンプの定例試験において、ターニングギヤ油ポンプの運転表示用圧カスイッチに動作不良（圧力低下時不動作）が認められたため、当該圧カスイッチを点検・修理 | D | |
| 7 | 5号機 | タービン建屋大物搬入口南側・屋外配管トレンチ蓋鋼板（チェッカープレート）の一部に腐食が認められたため、当該鋼板プレートを点検・補修 | D | |
| 8 | 5号機 | 非常用ディーゼル発電機（B）補機冷却海水系の淡水置換用空気作動淡水注入弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 9 | 5号機 | 非常用ディーゼル発電機（B）補機冷却海水系の淡水置換用空気作動淡水注入弁の上流側手動弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 10 | 5号機 | 消火ポンプバイパス配管の手動弁において、グランドリーク（1秒／1滴）が認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 11 | 6号機 | 非常用電気品室給気ファン用電動機の定例点検時、電動機プーリキーの形状に相違が認められたため、当該プーリキーを交換、対応検討 | D | |
| 12 | その他 | 海生物処理設備において、フォークリフトによる汚泥移動作業の際、運転操作の誤りにより建屋の壁及び窓ガラスの一部を損傷したため、対応検討 | D | |
| 13 | その他 | 搬出物品確認に使用したβ線シンチレーションサーベイメータ（1台）において、測定器貼付の校正票の更新忘れによる換算定数の誤使用が認められたため、対応検討 | C | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など |

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで